

第 1 回 館 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録  
( 第 6 号 )



1 昭和59年3月24日(土曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 24名

1番 神田 守隆	2番 田沢 勝信
4番 日下 君敏	5番 川名 正二
6番 生稻 隆	7番 榎本 春光
8番 小宮 利夫	9番 福原 勤
10番 横溝 功	11番 飯田 義男
12番 石井 謀	13番 石井 昌治
15番 渡辺 昭夫	16番 松下 正己
17番 近藤 好雄	19番 黒川 平治
21番 吉田勇治郎	22番 林 豊
23番 伊賀 多朗	24番 流山源次郎
25番 五十嵐 昇	26番 石井 正
27番 安西 益男	28番 安澤 徳順

1 欠席議員 3名

3番 山中金治郎	14番 伊藤幸太郎
20番 石井 武敏	

1 出席説明員

第1号に同じ

1 出席事務局職員

第1号に同じ

1 議事日程(第6号)

昭和59年3月24日午前10時開議

議案第11号 館山市長選挙立会演説会条例を廃止する条例の制定について

議案第12号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 館山市職員の定年等に関する条例の制定について

議案第14号 個人の市民税に係る館山市市税条例の臨時特

日程第 1

- 例に関する条例の制定について
- 議案第 15 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第 16 号 新たに生じた土地の確認について
- 議案第 17 号 新たに生じた土地を市の区域内に編入することについて
- 議案第 18 号 新たに生じた土地の確認について
- 議案第 19 号 新たに生じた土地を市の区域内に編入することについて
- 議案第 31 号 昭和 58 年度館山市一般会計補正予算 (第 7 号)

- 議案第 20 号 館山市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 館山市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 館山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 館山市立博物館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2

- 議案第 25 号 館山市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 館山市母子又は父子の家庭に対する医療費等の助成に関する条例の制定について
- 議案第 27 号 館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 昭和 58 年度館山市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 33 号 昭和 58 年度館山市老人保健特別会計補正予

- 算（第2号）
- 日程第3 { 議案第29号 館山市竹原柳作ため池災害復旧事業分担金徴収条例の制定について  
 議案第30号 館山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第34号 昭和58年度館山市ユースホステル特別会計補正予算（第1号）  
 議案第35号 昭和58年度館山市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 請願第3号 核巡航ミサイル・トマホーク積載艦の寄港に反対する意見書の提出を求める請願書
- 日程第5 { 請願第1号 「し尿くみ取り」「幼稚園の入園料・保育料」「学校給食費」等の値上げと公共施設浄化槽民間委託に反対する請願書  
 請願第2号 し尿くみ取り料及び幼稚園保育料・入園料の値上げに反対する請願書
- 日程第6 { 議案第3号 昭和59年度館山市一般会計予算  
 議案第4号 昭和59年度館山市国民健康保険特別会計予算  
 議案第5号 昭和59年度館山市老人保健特別会計予算  
 議案第6号 昭和59年度館山市と畜場特別会計予算  
 議案第7号 昭和59年度館山市ユースホステル特別会計予算  
 議案第8号 昭和59年度館山市学童災害共済事業特別会計予算  
 議案第9号 昭和59年度館山市水道事業特別会計予算  
 議案第10号 昭和59年度館山市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第7 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 議案第37号 館山市収入役の選任について

開 議 午前 10 時 13 分

○議長（石井 正君） 本日の出席議員数 24 名、これより第 1 回市議会定例会第 6 日の開議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 議案の配付

○議長（石井 正君） 議案を配付いたさせます。

議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

#### 議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第 1、議案第 11 号乃至議案第 19 号及び議案第 31 号の各議案を一括して議題といたします。

#### 総務委員会委員長報告

○議長（石井 正君） ただいま議題となりました各議案は、ともに去る 3 月 12 日の本開議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長横溝 功君。御登壇願います。

（総務委員会委員長横溝 功君登壇）

○総務委員会委員長（横溝 功君） 去る 3 月 12 日開会の本会議におきまして総務委員会に付託されました議案第 11 号乃至議案第 19 号及び議案第 31 号につきまして、15 日総務委員会を開催し、慎重に審査の結果、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、審査について主なる事項を申し上げます。

議案第 12 号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてですが、期末手当、勤勉手当の支給日はいつを考えているかを尋ねたところ、国、県に準じ 6 月は 30 日、12 月は 10 日とする旨の答弁がありました。

次に、議案第 13 号館山市職員の定年等に関する条例の制定について、勸奨退職制度は今後どうなるかを尋ねたところ、個々に対する勸奨は当分

の間従来どおり行われていく、その際は幾分の優遇は従来どおり行われる旨の答弁がありました。

次に、議案第14号個人の市民税に係る館山市市税条例の臨時特例に関する条例の制定について、本条例により全体としてどのくらいの減額が見込まれるかをただしたところ、現在申告受付中であり、はっきりした数字はわからないが、推定で2000万円ほど見込まれる旨の答弁がありました。

次に、議案第15号損害賠償の額の決定及び和解について、相手方の車の損害を尋ねたところ、損害賠償額として16万9190円支払った旨の説明がありました。さらに、損害賠償額は全額保険で支払われたのかを尋ねたところ、休業補償の一部4万7108円は保険で認められなかった、物損については全額保険より支払われた旨の答弁がありました。

なお、示談書に後遺症の問題等条件があるかどうかをただしたところ、本件について異議を申し立てないということで解決したとの答弁がありました。

次に、議案第16号新たに生じた土地の確認について、議案第17号新たに生じた土地を市の区域内に編入することについて、議案第18号新たに生じた土地の確認について、議案第19号新たに生じた土地を市の区域内に編入することについての4議案は一括審査することにいたし、土地の管理権、埋め立て工事の目的、築増にあたっての負担割合及び利用にあたって契約の有無をただしたところ、土地の管理権は千葉県にある、埋め立て工事の目的は漁港整備拡充のための施設用地の造成であり、内容としては船形については護岸敷、野積み場、給油施設、道路、岸壁であり、富崎については護岸敷、岸壁である、築増の負担割合については船形は第3種漁港で国60%、県35%、地元5%で、地元分の10%を漁業組合で負担する、富崎は第2種漁港で国50%、県37.5%、地元12.5%で、地元分の16%を漁業組合で負担する、利用にあたっての文書による契約は事前協議が行われているので文書によるものはないとそれぞれ答弁がありました。

次に、議案第31号昭和58年度館山市一般会計補正予算第7号について、総務費中の地方バス路線維持費補助金の内容についてただしたところ、

本事業は国の制度として実施しており、第2種生活路線は平均乗車密度5人以上15人未満、1日の運行回数10回未満のものでこれが4路線ある、第3種生活路線は平均乗車密度5人未満で57年度に打ち切りとなったが、県において沿線市町村が助成すれば県においても助成することから実施されたものでこれが2路線ある、この方は利用者の減少から廃止を含めて協議しているとの答弁がありました。

次に、民生費中の奨学基金繰出金について、申し込み状況、選考基準をただしたところ、申請者は14名おり、選考基準により内定通知をした、選考基準は所得、資産及び就学学校の学力を加味し、総合得点60点以上の者を合格としているとの説明がありました。

そこで、さらに入学校が音楽学校等の場合は選考基準に弾力性を持たすべきと思うがどうかとただしたところ、今後十分考慮するようにしたいとの答弁がありました。

次に、民生費中老人ホーム収容措置扶助費の減額理由をただしたところ、当初84名見込んだところ76名に減少した、一人当たりの措置費約200万円なので1600余万円の減となった旨の答弁がありました。

次に、出野尾に建設した老人福祉センターの規模及び余熱利用の見通しをただしたところ、建物は面積194.49平米であり、収容人員は50名である、清掃センターの余熱利用により老人福祉センターで使用するお湯については給湯可能であるとの答弁がありました。

次に、生活保護費のうち医療扶助の認定にあたって愛情に欠ける節もあると思えるが、どのように認定しているのかをただしたところ、医師の診断によって判断している、それ以外方法がない旨答弁がありました。さらに、交通事故の場合の示談成立による慰謝料についてはどのようにしているかを尋ねたところ、返還してもらっている旨の答弁がありました。

医療扶助費の認定及び慰謝料の返還措置については、事情をよく聞き出し、きめ細かい配慮をなし、誤りなきようすることを強く要望いたしました。

次に、農林水産業費中農道整備事業委託料の減額の理由をただしたところ、稻線と広瀬線がCBRテストの結果、路床入れ替えが不要となったことが主なる理由であるとの答弁がありました。

さらに、農道といっても、将来市道に編入されることも考えられるので、関係機関にも十分協議をなし、予算を有効に使うよう要望いたしました。

次に、土木費中館山駅西口地区土地区画整理事業B・C調査委託料の減額と進捗状況を尋ねたところ、56年度から国の補助を得て調査を行っており、56、57年度において説明会を行い、58年5月に地元関係地権者により2つの協議会が発足している、58年度に説明会を7回、協議会を2回行っている、その他パンフレットの配布等を行い、60年度計画決定、61年度事業着工という線を進めていきたい、現在公有地とするため区域内の土地買収を進めており、今後市として必要な土地は積極的に買収し、計画どおり遂行したい旨の答弁がありました。

関連して、養浜事業の展望をただしたところ、養浜事業を計画しようとしたが、漁業会の言い分も強いので、西口を中心とした都市改造を行っていく中でリゾートタウンとしての海岸線の整備を図ることも計画に入っており、進めていきたいが、その前にまず西口地区の整備を行いたい旨の答弁がありました。

さらに、海幸苑前の駐車場を整備すると聞くが、どこで管理するのかをただしたところ、自然公園整備事業として59年度行うもので市が管理していくとの答弁がありました。

さらに、グリーンベルトが車両の出入りに支障を来しているとの声があるが、どのように考えているかをただしたところ、グリーンベルトは海岸線の美化ということで北条、八幡海岸に51設置されたもので、グリーンベルトを取ってしまうということは問題もあろうかと思うので、もう少し協議していきたいとの答弁がありました。

次に、公園費中城山公園用地購入費減額と用地買収の進捗状況をただしたところ、買収計画の面積は3万86.12平米のところ現在まで2万6878.69平米と全体の87.34%の買収であったための減である旨の答弁がありました。

さらに、計画を見直す考えの有無をただしたところ、未買収の土地についてもかなり話が進んできているので、いましばらく時間をかけたい。また用地については都市計画決定がなされているので、安易に変更はできないとの答弁がありました。

関連して、鹿島堀の調査を行ったようであるが、城山整備計画の中に含めて鹿島堀を残す考えはないかただしたところ、2月17日から10日間日本考古学研究所に依頼して調査を行っており、後世にどのように鹿島堀を残していくか、その報告を待つて文化財審議会の意見も聞き検討していきたいとの答弁がありました。そこで、観光の見地からも十分検討するよう要望いたしました。

次に、消防費に関連して、消防力の強化という見地から給水タンク車についてただしたところ、館山市にはないが広域消防に1台ある旨の答弁がありました。

以上、本委員会に付託されました議案10件について総務委員会の審査の概要を申し上げ、満場の賛同を賜りますようお願いいたし、総務委員会委員長報告といたします。

○議長（石井 正君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

## 討 論

○議長（石井 正君） これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

2番議員田沢勝信君。御登壇願います。

（2番議員田沢勝信君登壇）

○2番（田沢勝信君） 議案第12号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をいたします。

議案第12号は、市職員の給与を昨年4月にさかのぼり、率にして平均2.07%引き上げようとするものでありますが、千葉県人事委員会勧告の6.44%給与引き上げを大きく下回ったものであり、労働基本権制約の代償措置である人勧制度そのものを無視したものと言わなければならない、とうてい納得できるものではありません。

ましてや、引き上げ額において月額平均4712円、1日平均にして175円の引き上げでしかなく、個人の職員にとってみますと1食当たりにしめて平均58円の引き上げにしかありません。

これは、公共料金の値上げ等考えるならば、これまで県の給与引き上げ率で職員の生活が向上するかしないかは申し上げられないと市長が昨年度来言われてきたこととは違い、市職員の実質的な生活向上にはとうてい及ばないと言わなければなりません。

そのような観点から見て、議案第12号には強く反対し、人事委員会勧告の完全実施を求めるものであります。

次に、議案第31号58年度館山市一般会計補正予算第7号について反対討論をいたします。

市職員の給与改定が平均2.06%と低額補正しかされておりません。議案第12号の反対の討論と同様の立場から、県人事委員会勧告を完全実施する立場の補正を求めたいと考えます。

また、歳入で2億5000万の財政調整基金からの取り崩しを中止し、また歳出では1327万円の財政調整基金への繰り出しの補正が行われようとしていますが、昨年来からの社会体育施設等の使用料等の値上げという市民負担の増加が一方であるわけですから、市民に負担を強いて積み立てをしていると言わなければなりません。こうした市政のあり方は、市民生活優先のスローガンとは相入れないものであり、承認できないものであります。

以上、議案第12号及び議案第31号について反対討論といたします。

○議長（石井 正君） 以上で、2番議員君の討論を終わります。

次、1番議員神田守隆君。御登壇願います。

（1番議員神田守隆君登壇）

○1番（神田守隆君） 反対討論が続くわけであります。

議案の第11号館山市長選挙立会演説会条例を廃止する条例の制定について、議案の第12号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号昭和58年度館山市一般会計補正予算第7号について、それぞれ反対の討論をいたします。

まず、市長選挙の立会演説会条例の件についてであります。選挙戦は本来言論戦であり、選挙にあってはその場所が最大限に保障されるべきことは言うまでもありません。市長選挙における立会演説会を廃止しようとするものであります。その根拠とされるのはさきの第100国会における

公選法の一部改定であります。この一部改定の方角は選挙本来のあり方が言論戦であるということに逆行するものであり、絶対に認めることはできません。これは公選法の改悪そのものであります。これを強行した自民党に厳しく抗議するものであります。

次に、議案第12号職員給与条例の関係でございます。人事院勧告制度は公務員のストライキ規制に対する代償措置であり、これが実施されないことは政府みずからが法を無視する行為をとっていることであります。政府は速やかに人事院勧告の完全実施をすべきであります。市は国のこの無法な行為に追随し、市みずからも市職員の給与改定にあたって県人事委員会の勧告を無視しました。市長は地方自治体の長であり、国、県に追随することなく人事院制度を尊重し、その完全実施をすべきであります。

したがいまして、議案の第31号昭和58年度館山市一般会計補正予算につきましても、この補正予算が人事院勧告を無視したその内容を予算化したものである以上認めることはできません。

以上の点を強調いたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（石井 正君） 以上で通告者による討論を終わります。

通告をしない議員で討論ございませんか。——討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

### 採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第11号館山市長選挙立会演説会条例を廃止する条例の制定について起立により採決いたします。

議案第11号についての委員長の報告は原案可決であります。

議案第11号を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 正君） 起立多数であります。よって議案第11号館山市長選挙立会演説会条例を廃止する条例の制定については原案どおり可決されました。

次いで、議案第12号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決いたします。

議案第12号についての委員長の報告は原案可決であります。

議案第12号を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石井 正君) 起立多数であります。よって議案第12号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については原案どおり可決されました。

次いで、議案第13号乃至議案第19号の各議案を一括して採決いたします。

議案第13号乃至議案第19号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よって議案第13号乃至議案第19号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

次いで、議案第31号昭和58年度館山市一般会計補正予算について起立により採決いたします。

議案第31号についての委員長の報告は原案可決であります。

議案第31号を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石井 正君) 起立多数であります。よって議案第31号昭和58年度館山市一般会計補正予算は原案どおり可決されました。

#### 議案の上程

○議長(石井 正君) 日程第2、議案第20号乃至議案第28号及び議案第32号、議案第33号の各議案を一括して議題といたします。

#### 文教民生委員会委員長報告

○議長（石井 正君） ただいま議題となりました各議案は、ともに去る3月12日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき、委員長の報告を求めます。

文教民生委員会副委員長松下正己君。御登壇願います。

（文教民生委員会副委員長松下正己君登壇）

○文教民生委員会副委員長（松下正己君） 去る12日開会の本会議におきまして本文教民生委員会に付託されました各議案について、16日委員会を招集し、全員出席のもとに慎重なる審査を行いました。

以下、審査いたしました主なる事項と結果について、本日委員長欠席のため、私副委員長が代わり御報告申し上げます。

まず、議案第20号館山市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については、全員一致をもって原案どおり可決いたしました。

次に、議案第21号館山市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、受益者負担の考え方について説明を求めましたところ、負担の公平、歳入の増加を図る上から、行政サービスを受ける場合、その受益の限度において応分負担をなすべきであると説明があり、さらに値上げについての緊急性があるか、値上げをしなければ現状の公立幼稚園制度を維持することはむずかしいのか問いただしましたところ、教育施設の整備は市政の根本においてよりよい教育実現のため条件整備を行い、幼児教育についても希望者全員入園できる体制もっているの、今後さらに質的充実を図る中で財政充実を考えるべきであると答弁がありました。

次に、値上げについては住民の意向が反映されなければならないが、どのように対応されたのかと聞きましたところ、募集要綱に含めて周知を図っている、もちろん値上げ承知の入園願書も提出されておるが、今後も広報等の中で十分PRしていきたいと説明がありました。

また、安房郡市の保育料が特別に安い状態に比較して当市は高いといわれる心配がないかと問いただしましたところ、市町村によって実情が違うので仕方がないが、不当に安いということは他の市町村に影響を及ぼすことになる、4000円の保育料は全国的にみて決して高くないと当局の答

弁がありました。

本議案に関しましては、住民の十分な合意を得ていない、安房郡の中で特に高い、今回の値上げについては緊急性がないという理由で反対討論があり、また保育料については県下の平均に比べても安いし、その他の徴収金についても県の平均より低い状況にあり妥当な値上げであると賛成討論がありました。

本議案は起立により採決を行い、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

また、本議案について公聴会開催の要請の動議が出されましたが、否決されました。

次に、議案第22号館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、管理のあり方と観光客の利用についてを説明を求めましたところ、管理は同敷地内の公民館が行い、利用にあたっては西岬地区民を優先させる中で観光客への開放も考えていると説明がありました。

本議案は全員一致をもって原案どおり可決いたしました。

次に、議案第23号館山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、管理の方法について説明を求めましたところ、委託業務の範囲内で注意を払っていただくと説明がありました。

また、北条地区学習等供用施設について、ボランティア活動をされる人たちに施設を利用するようPRをすべきものと思うがどのように考えておるか尋ねましたところ、一般市民に知られておると理解しておるが、不十分であれば今後PRを考えていきたいと答弁がありました。

また、管理の具体的な内容と委託費について説明を求めましたところ、建物のかぎの保管、清掃、備品の管理、地元の人たちが使う場合の使用手続き事務を委託する、委託費は25万円であると説明がありました。

本議案は全員一致をもって原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第24号館山市立博物館設置条例の一部を改正する条例の制定について、協議会の委員の構成と入館者の状況と入館料について尋ねましたところ、県の博物館を参考として7人とした、入館者は新年度において

7万人ぐらいを予想しており、入館料は2月末現在521万1130円であると説明がありました。

さらに、入館者の地域別パーセンテージを聞きましたところ、市内29%、県内44.7%、県外26.1%と説明があり、本議案に関しましては全員一致をもって原案どおり可決いたしました。

次に、議案第25号館山市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、今後とも本施策を維持していかれるかとの問いに、上乘せ福祉ということで補助金カット等の問題も起きているので将来見直しを考えなければならない事態も起こると思うが、現在の段階では維持していくつもりであると前向きな答弁がありました。

本議案については全員一致をもって原案どおり可決されました。

次に、議案第26号館山市母子又は父子の家庭に対する医療費等の助成に関する条例の制定について、県の助成の対象になっておるかとの説明を求めましたところ、県の補助金の対象にはなっていない、父子家庭の場合、従来の母子家庭について助成制度があったが、父子家庭についても同じ境遇にあるということで今回付け加えたと説明がありました。

本議案については全員一致をもって可決いたしました。

次に、議案第27号館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、し尿収集手数料については、人頭割、世帯割等あって一概に言えないが、10ℓあたりに換算すると県下で4番目に高いと思うがどうかと尋ねましたところ、処理方式が違うし、安い、高いの判断はむずかしい、高度処理を行っている県内7カ所では平均的な位置にあると説明がありました。

また、処理経費を一般財源で負担するか住民負担にするかで料金に大きな違いが出るが今回の改定では40円が処理経費となっている、もっと市で負担できないかとの質問に対し、住民負担ということでは税で負担するのも住民負担である、人件費を含めた処理経費は1ℓ当たり6000円であり、そのうち4000円を受益者負担でお願いしたい、なお処理費4000円については57年度の改定の際に条例に定めっていると答弁がありました。

また、保全公社の将来の健全経営のために料金値上げを提案した、し尿

くみ取り家庭は54%であり、サービスを受けている方に負担してもらうのが負担の公平と考えると当局の説明がありました。

また、今回の値上げにより今後何年ぐらい運営ができるか、民間委託についてはどうか、住民のコンセンサスを得る方法は考えられないのか等当局の考えをただしましたところ、110円の料金については61年度において単年度の収支均衡を基本として定めた、よほどの経済情勢の変化のない限り3年間はそのままいけると考えている、民間委託は考えていない、議会に提案する前の手続きとして市長の諮問機関である清掃事業運営審議会に諮問し答申を得ている、3月の広報にも掲載し周知を図っている、等々の説明がございました。

本議案に関しましては、処理経費40円が大きな比重を占めており、これを住民負担に転嫁することは承服できないという理由で反対討論があり、諸般の情勢からやむを得ない値上げであるが、保全公社の合理的な経営に努め、今後なるべく長期間にわたって値上げをしないように要望するとして賛成討論が行われ、本議案は起立により採決をいたしました。賛成多数により原案どおり可決すべきものと決しました。

本件について継続審査の動議がございましたが、賛成少数により否決されました。

なお、議案第28号館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、第32号昭和58年度館山市国民健康保険特別会計補正予算第2号について、議案第33号昭和58年度館山市老人保健特別会計補正予算第2号について、全員一致をもって原案どおり可決をいたしました。

以上、文教民生委員会に付託されました各議案につきまして、主なる事項と結果について御報告いたしました。満場の皆さまの御賛同をお願い申し上げます。文教民生委員会委員長報告といたします。

○議長（石井 正君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

動 議

○1番（神田守隆君） 議案の第21号館山市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第27号館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この2議案につきまして、1万余の反対の請願署名もあり、住民の意向を尊重する必要があると考え、さらに慎重審査の必要を認め、文教民生委員会に再付託をされるよう、十分な審査の保証を求め、再付託するよう動議いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 賛成がありますので動議が成立いたしました。

ただいまの動議について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 正君） 起立少数であります。ただいまの動議は否決されました。

#### 討 論

○議長（石井 正君） これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

2番議員田沢勝信君。御登壇願います。

（2番議員田沢勝信君登壇）

○2番（田沢勝信君） 議案第21号及び議案第27号に反対の討論をいたします。

議案第21号は館山市立幼稚園の保育料を月額400円アップ、入園料は1000円アップさせようとするものでありますが、私はこれまでも主張してきたとおり、市民への負担増加については緊急やむを得ない件に限るべきであり、しかも住民の合意が得られるものでなければならぬと考えます。これまで希望者全員が入園可能という幼稚園の保育行政を確立してきたことについて評価するものでありますが、今回の値上げがこれまでの幼稚園行政を維持、発展させていく上で緊急やむを得ない措置として提案されているとは言いがたいものがあります。

58年度安房郡市で比較してみますと、入園料、保育料では年間4万8000円の富浦町に次ぎ館山市が4万7200円となって、2番目の高負

担となっております。これは富浦町が昨年初めての公立幼稚園の設置の理由を考えてみますと、安房郡市では最高の負担となっております。同じく10園の鴨川市と比較しても当市の入園料、保育料は約倍近くになっていきます。

入園料、保育料を低く押さえると他の諸経費で父兄の負担が増加され好ましくないと言われますが、幼稚園保護者負担の年額で見ますと、鴨川市と館山市では1万円以上の負担の開きがあります。

しかも、国に準ずるとされている国の基準である入園料5000円、保育料4000円についてはその根拠も明らかにならないままの値上げ提案であり承認できません。

次に、議案第27号のし尿収集手数料の10ℓ当たり20円の値上げについてですが、この件に関しては質疑の際にも申し上げましたが、57年に10ℓ当たり64円から120円に値上げしようとする市長の提案は、多くの市民の反対で議会でも90円に修正された経過がございます。

提案がたった1回限りの審議会の開催で答申されたものであるのに対し、値上げ反対の署名は1万858名にも及んでいることから市民の声を反映した答申とは言いがたく、前回の修正から再度20円の値上げをしようとする今回の提案はとうてい納得できるものではありません。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○議長（石井 正君） 以上で2番議員君の討論を終わります。

次、1番議員神田守隆君。御登壇願います。

（1番議員神田守隆君登壇）

○1番（神田守隆君） 反対討論が続くわけであります。

議案の第21号館山市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案の第27号館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それぞれ反対の討論を行います。

市立幼稚園の保育料を月額3600円から4000円に、入園料を4000円から5000円に値上げしようとするものでありますが、値上げの論拠とされる地方交付税の算定基準はそれ自身に何らの合理的な根拠があるものとは考えられません。それは現実に地方交付税算定基準とは何ら関

係なく各自治体の保育料、入園料が決められていることから明らかであります。市が独自に市の実情を踏まえ料金の合理的な設定基準を検討することなく、国の地方交付税算定基準を唯一の論拠としてこれに連動させて料金を決めていくというあり方は、自主性のない態度だと言わなければなりません。

私は、市の幼稚園の料金決定のあり方そのものについて考え直すべきであり、料金を一方的に決めていくあり方を同時に考え直す必要があると考えます。

幼稚園は、義務教育に近いほどに普及しており、その料金も負担にならない程度に抑制されるべきであります。この点で安房郡市各自治体の料金は館山市の半分程度であり、十分に参考とすべきものと考えます。月額4000円は高過ぎます。

以上の点を主張いたしまして、反対の討論といたします。

次、議案第27号についてであります。

本件につきましては、し尿くみ取り料金を10ℓ当たり90円から110円に値上げしようとするものであります。市は財政上の困難をその理由に挙げていますが、値上げによって当市のくみ取り料は県下28市中第3位の高料金となり、市民生活の現況からその負担は大変に大きく、値上げは避けるべきであります。

市は保全公社に対し、キロ4000円の処理費のうち半分の2000円を免除し、現行のくみ取り料金90円を維持すべきことを強調いたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（石井 正君） 以上で通告者による討論を終わります。

通告をしない議員で討論ございませんか。——討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

### 採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第20号館山市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第20号についての委員長の報告は原案可決であります。

議案第20号を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よって議案第20号館山市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については原案どおり可決されました。

次いで、議案第21号館山市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決いたします。

議案第21号についての委員長の報告は原案可決であります。

議案第21号を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石井 正君) 起立多数であります。よって議案第21号館山市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案どおり可決されました。

次いで、議案第22号乃至議案第26号の各議案を一括して採決いたします。

議案第22号乃至議案第26号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よって議案第22号乃至議案第26号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

次いで、議案第27号館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決いたします。

議案第27号についての委員長の報告は原案可決であります。

議案第27号を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石井 正君) 起立多数であります。よって議案第27号館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は原案どおり可決されました。

次いで、議案第28号館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第28号についての委員長の報告は原案可決であります。

議案第28号を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よって議案第28号館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案どおり可決されました。

次いで、議案第32号及び議案第33号の各特別会計補正予算を一括して採決いたします。

議案第32号及び議案第33号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よって議案第32号及び議案第33号の各特別会計補正予算はいずれも原案どおり可決されました。

#### 議案の上程

○議長(石井 正君) 日程第3、議案第29号、議案第30号、議案第34号及び議案第35号の各議案を一括して議題といたします。

#### 建設経済委員会委員長報告

○議長(石井 正君) ただいま議題となりました各議案は、ともに3月12日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長石井 謀君。御登壇願います。

(建設経済委員会委員長石井 謀君登壇)

○建設経済委員会委員長(石井 謀君) 御報告申し上げます。

去る3月12日、本会議において建設経済委員会に付託されました議案

第29号乃至第30号及び第34号並びに第35号について、去る3月17日建設経済委員会を招集し、議案の審査を行いました。

議案につきましてそれぞれ慎重に審査し、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、委員会における審査の経過について主な事項を申し上げます。

議案第29号館山市竹原柳作ため池災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてであります。どの程度地元負担になるか、また工事費はどの程度になるかを尋ねたところ、県の補助が65%、残りが地元負担になる、また地元負担については別に定めることになっているが、いままでの例でいくと市と受益者がそれぞれ半額負担となっている、工事費総額は概算見積もりで約500万である旨の説明がありました。

次に、議案第30号館山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。減免の中で「特別の事情」とあるが、現在どうしているかを考えているか尋ねたところ、家庭からの排水埋設管について市道側溝整備の関係から公平を図る意味で減免していくとの答弁がありました。

次に、議案第34号昭和58年度館山市ユースホステル特別会計補正予算についてであります。備品購入の内容について説明を求めたところ、ビデオカメラ、敷布団、包丁、毛布を購入する旨の説明がありました。

また、この費用については、全額県費である旨の補足説明がありました。

続いて、施設の整備計画について説明を求めたところ、本年度はふろ場、寝室を修理する旨の説明があり、また事業収支で減少しているようであるが利用者の増加を図る努力について尋ねたところ、近年全国的にユース離れの傾向があるので今後はチラシ等の配布によって利用者の増加を図るため努力する旨の答弁がありました。

次に、議案第35号昭和58年度館山市水道事業特別会計補正予算案についてであります。本年度の収支見込みについて説明を求めたところ、収益的収支で約1200万黒字、資本的収支で5400万円の不足を生じる見込みである旨の答弁がありました。

続いて、受託工事収益の減について尋ねたところ、大きなものは路面復旧費関係で面積の減少による減額である旨の説明がありました。

続いて、水道料金の滞納に対する措置についてただしたところ、滞納者に対し2ヵ月置きに給水停止を予告し滞納の整理を図っている、また高額滞納者についても給水停止等行ってきたが、停止することによってかえって営業成績が上がらない場合もあるので、分納措置等により滞納を減らしていきたい旨の答弁がありました。

以上で建設経済委員会に付託されました議案について概要を御報告申し上げます。満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。建設経済委員長報告といたします。

○議長（石井 正君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告はありませんでした。討論ございませんか。——討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

#### 採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

採決は一括して行います。

議案第29号、議案第30号、議案第34号及び議案第35号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって議案第29号、議案第30号、議案第34号及び議案第35号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

#### 請願書の上程

○議長（石井 正君） 日程第4、請願第3号核巡航ミサイル・トマホーク積載艦の寄港に反対する意見書の提出をもとめる請願書を議題といたします。

#### 総務委員会委員長報告

○議長（石井 正君） ただいま議題となりました請願書は去る3月12日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより本請願書に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長横溝 功君。御登壇願います。

（総務委員会委員長横溝 功君登壇）

○総務委員会委員長（横溝 功君） 請願第3号核巡航ミサイル・トマホーク積載艦の寄港に反対する意見書の提出をもとめる請願書の審査結果について御報告申し上げます。

本請願書につきましては、15日の委員会におきまして審査いたしましたところ、請願を採択するにあたってはその趣旨が実現するように議会は責任をもって見守り努力する必要がある、本請願の内容は国際的な大きな問題であり、本議会において処理できる問題ではない、権限外の事項に対する請願については不採択にするほかないとの行政実例もある、以上のことから全員一致をもって不採択とすることに決しました。

以上、審査の概要を申し上げ、総務委員会委員長報告といたします。

○議長（石井 正君） 以上で委員長の報告を終わります。

#### 同報告に対する質疑

○議長（石井 正君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。

○2番（田沢勝信君） ただいま総務委員長の報告によりますと、この請願の可決について議会在権限がない、そのような報告がありましたが、どのような根拠をもちまして権限がないのかどうなのか判断されておるのか、その辺の事情につきましてお聞かせ願いたいと思います。

この件につきましては、他の自治体でも請願が可決された例がございますので、その辺を踏まえまして御説明を願いたいというふうに思います。

○総務委員会委員長（横溝 功君） ただいま説明したとおりに、やはりこういう問題は本市議会のような地方議会においては何ともしようのないものであるという意見であって、したがって何とも仕方がないのであるから権限外であるということでございます。

○議長（石井 正君） 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

### 討 論

○議長（石井 正君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○1番（神田守隆君） いまの質疑の中にもありましたが、権限外であるというのは大変な認識上の誤りがある。これは総務委員会において大変な誤解をされているように思います。したがって、このような誤解に基づく判断については認めるわけにはまいりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（石井 正君） 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。討論を終結いたします。

### 採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

採決は起立により行います。

請願第3号についての委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択と決めますことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 正君） 起立少数であります。よって請願第3号は不採択と決しました。

### 請願書の上程

○議長（石井 正君） 日程第5、請願第1号「し尿くみ取り」「幼稚園の入園料・保育料」「学校給食費」等の値上げと公共施設浄化槽民間委託に反対する請願書及び請願第2号し尿くみ取り料及び幼稚園保育料・入園料の値上げに反対する請願書を一括して議題といたします。

### 文教民生委員会委員長報告

○議長（石井 正君） ただいま議題となりました各請願書は、去る3月

12日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより各請願書に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会副委員長松下正己君。御登壇願います。

(文教民生委員会副委員長松下正己君登壇)

◎文教民生委員会副委員長(松下正己君) 去る12日の本会議におきまして本文教民生委員会に付託されました請願第1号「し尿くみ取り」「幼稚園の入園料・保育料」「学校給食費」等の値上げと公共施設浄化槽民間委託に反対する請願書、請願第2号し尿くみ取り料及び幼稚園保育料・入園料の値上げに反対する請願書について審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本請願につきましては、十分な質疑が交わされましたが、主な事項を御報告申し上げます。

公共施設浄化槽の民間委託問題について、保全公社の組合に雇用不安が起きているし、組合との合意が得ないままに進められているように思うがと尋ねましたところ、予算編成にからんで保全公社の赤字解消をどうすべきかということで、事務サイドにおいて資料を求めた結果、くみ取り料については110円、浄化槽清掃については1100万の数字が出てきたもので理事会が検討した結果ではない、浄化槽清掃による赤字をくみ取り料で埋めることは許されないし、民間でやれば安くなるとのデータもあったので、市における発注方法を見積もり合わせあるいは競争入札によって合理的に執行すべきであるとの考え方を持った、なお公社では浄化槽の清掃については2人の職員で算出しているが、現在1名欠員となっており、もう1名は59年度退職する予定である、現在し尿収集部門で長期の休み等の場合に臨時職員が予算化されているが、この1名を回すことにより臨時職員の必要もなくなると思うし、さらに消化しきれない人件費が出た場合、その分についてのみ市から補助する計画であると答弁がなされました。

さらに、保全公社も入札に参加できるのか、また公共施設の浄化槽は全部一括で入札するのか、1カ所ごとに行うのかと問いましたところ、現時点では決定していない、今後決定すると説明がありました。

さらに、他の官公庁の民間委託による浄化槽清掃費と保全公社の見積も

りの比較について尋ねましたところ、保全公社の資料によると、館山航空隊基地民間業者116万、保全公社見積もり58年度料金173万8000円、保健所14万3000円民間業者、16万8700円保全公社、安房合同庁舎44万4000円民間業者、55万2800円保全公社、以上と説明がございました。

ここで、この請願に対して賛成の意見がありました。

結果、起立採決をいたし、請願第1号、第2号とも賛成少数により不採択と決しました。

以上、結果を申し上げまして文教民生委員会委員長の報告といたします。

○議長（石井 正君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

#### 採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

採決は一括して起立により行います。

請願第1号及び請願第2号についての委員長の報告は不採択であります。

各請願書を採択と決しますことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 正君） 起立少数であります。よって請願第1号及び請願第2号の各請願書はいずれも不採択と決しました。

#### 議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第6、議案第3号乃至議案第10号昭和59年度館山市一般会計及び各特別会計予算を一括して議題といたします。

#### 予算審査特別委員会委員長報告

○議長（石井 正君） ただいま議題となりました各会計予算は、ともに去る3月13日の本会議で特別委員会を設置し付託されたものであります。

よって、これより各会計予算に対する予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長流山源次郎君。御登壇願います。

(予算審査特別委員会委員長流山源次郎君登壇)

○予算審査特別委員会委員長(流山源次郎君) ただいま議題となりました議案第3号乃至議案第10号昭和59年度館山市一般会計予算並びに特別会計予算に係る予算審査特別委員会におきます審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

去る13日開会の本会議におきまして設置されました本委員会を19日招集し、各会計における予算につき慎重に審査を行いました。

以下、委員会におきます質疑応答等整理いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

まず、一般会計歳出であります。

第2款総務費中特別職報酬等審議会委員報酬が計上されていますが、59年度に特別職の報酬等改定を予定しているか、また審議内容の公開についてどう考えるか質問しましたところ、特別職の報酬については各市の状況、一般職給与の引き上げ状況、その他消費物価等を考慮して改定を行うことになっており、今回一般職の給与が改定されることにより特別職についても検討していく、審議内容の公開については、要望があったことを審議会に述べたいとの説明がありました。

次に、館山市職員互助会補助金1349万4000円が計上されていますが、職員互助会運営について説明を求めましたところ、職員互助会については会長を助役、副会長を総務部長と職員組合委員長、理事として職員の中から会長が指名する者5名、一部事務組合の中から会長が指名する者4名、職員組合の推薦する者5名を役員として運営されており、結婚祝金、出産見舞金、退職生業資金等の各種の給付金の支給、また福利厚生事業への補助等行っているとの説明がありましたが、補助金支出にあたっては慎重を期されたいとの意見がありました。

次に、電子計算機費中電子計算組織借上料、ワードプロセッサ借上料、パーソナルコンピュータ借上料が計上されていますが、これらの活用状況について説明を求めましたところ、借上料合計で58年度に比較して4

18万8000円の増額となっており、内容としては電子計算機借上料についてはディスプレイ装置の増設を図り収入役室、財政課において即時処理を行えるようにし、ワードプロセッサについては現在の3台を6台にし、浄書センターのほか各階に1台ずつ設置、パーソナルコンピュータについては現在の2台を4台にして電算室、教育委員会、税務課、建設関係で使用し、事務の合理化を推進していくとの説明がありました。

次に、賦課徴収費中納税組合奨励金1302万5000円が計上されていますが、納税組合の減少傾向に対する市の考え方をたどしたところ、納期内納付を組織的に行い財源確保を図るということで組合の奨励を従来から行ってきており、現在当市に201組合が結成され、市税のほぼ半分の収納をしているが、年々若干ずつの減少傾向にあるので、去年は地域代表者会議を組織したし、今後組合長会議だけでなく地区単位での話し合いを行って、充実強化を図っていきたいとの説明がありました。

次に、第3款民生費中社会福祉総務費の各種委託料について個々の金額が記載されていないが、従前記載されていたものであるもので、どのような事情によるものか質問しましたところ、委託方法については団体に対する定額的な額をもっての委託と業者に対する委託があるが、業者に対する委託については見積もり合わせ、入札等により決定される関係上、各款にわたり金額を割愛したとの説明がありました。

次に、館山市福祉作業所増築工事請負費1960万円が計上されていますが、増築の規模等について説明を求めましたところ、現在の作業所の西側へ増築を計画し、面積134.4平米、工事内容としては建物工事、造成改修工事、渡り屋工事、暖房設備工事であるとの説明がありました。

次に、国民年金事務費中計算センター年金業務委託料445万3000円が計上されていますが、前年度に比し増額した理由について説明を求めましたところ、年金の保険料は現在3ヵ月を1期として4期に分けて納付されているが、59年度からさらに納めやすいように毎月納付できる方法を採用したことによる増額であるとの説明がありました。

さらに、国民年金事務費の財源内訳で一般財源451万2000円を計上していることにかんがみ、超過負担の問題について説明を求めましたところ、58年度決算見込みで交付率は対象経費の66.8%であるとの説

明がありました。

次に、敬老祝金 660 万円が計上されていますが、これが内容について、さらに今後この予算を別の老人に対する有効な施策に振り向けていく考えはないかたどしましたところ、6 カ月以上本市に在住の 80 歳以上の老人に対し、敬老の意を表するとともに福祉の増進を図るために行っているもので、58 年度は電気マッサージ器を地域の民生委員を通じ贈ったが、現在のところ早急に見直し、廃止する考えはないとの考え方が示されました。

次に、老人保健特別会計繰出金 8873 万 4000 円が計上されていますが、この積算の内容については、総医療費について支払基金交付金 70 %、国庫負担金 20 %、県負担金 5 %、市負担金 5 %であるとの説明がありました。

次に、児童福祉費において青少年相談員連絡協議会補助金が計上されていますが、青少年相談員の行う事業について十分な安全管理をすべきと思うがどうかとの質問に対し、各地区で子供会等の行う活動に対しレクリエーション保険に加入しており、未加入の地域については今後加入するよう指導していきたい。なお、青少年相談員は本来地区の各活動に対し指導するのが任務であるが、今後社会福祉協議会で行っているボランティア保険へ加入できるよう現在手続きを行っているとの説明がありました。

次に、第 4 款衛生費中がん検診委託料 1658 万 6000 円が計上されていますが、特に胃の検診について有料化による影響は昨年度なかったか質問しましたところ、胃検診 57 年度 3203 名、58 年度 3223 名とわずかに増加しており、58 年度から実費徴収になった影響は見られない。検診料金の増 12.5 %と集団検診、総合検診を含め 3500 人を予定し計上したとの説明がありました。

次に、と畜場特別会計繰出金 250 万円が計上されていますが、今後のと畜場運営に対する考え方についてたどしましたところ、利用形態を検討すると広域的な要素が強く館山市だけでの運営は適当でないと考え、市での運営は 59 年度で閉鎖するという基本方針を持っている。広域圏事務組合において正式な議題とはなっていないようであるが、利用者団体には事情を説明しており、その団体において各市町村へ存続のための働きかけをしているようであるとの説明がありました。どうしても必要な施設でも

あり、広域圏での運営を特に要望しました。

次に、第5款労働費であります。市税の中で給与所得者の税負担はかなり大きなウェイトを占めていると思うが、労働費は全体で772万3000円と少額であり、勤労者に対する施策が少ないのではないかとの意見がありました。

次に、第6款農林水産業費中館山市豊房育成牧場業務管理委託料2310万が計上されていますが、委託後問題はないか、また市外からの預託ができるようになったが、その状況について説明を求めましたところ、3月まで市の職員を配置し、指導、事務引き継ぎを行うが、順調に進んでいる。また現在預託牛92頭であるが、市外からの預託は1頭であるとの説明がありました。

次に、第7款商工費中中小企業融資預託金1300万円が計上されていますが、年々利用者が減少していることについての市の見解を求めましたところ、57年度は14件で2360万、58年度は4件で700万の融資をしているが、減少の理由としては金融機関においても同程度の条件で融資が受けられること、企業の投資が少なかったということが考えられるとの説明がありました。

次に、第8款土木費中住宅建設資金利子補給金520万3000円については、昭和54年の10月1日から施行したもので、55年が14件、56年が14件、57年16件、58年18件と年々わずかずつ利用者がふえており、59年度は20件を見込み計上したとの説明がありました。

次に、道路維持費が前年度に比べ大幅な減額となっているが、道路維持補修工事請負費と道路維持補修工事材料費について理由をただしたところ、工事請負費については58年度西岬地区の学校統合に伴い約1000万特別に国鉄からの要望により予算化したものが今年度減になり、工事材料費については従来生活道を含めてほ場整備区域内の道路の整備等行ってきたが、それらが徐々に整備されてきた関係で減額したとの説明がありました。

次に、館山港修築工事負担金3454万3000円が計上されていますが、工事の内容について説明を求めましたところ、第6次港湾整備計画により、沼地区において第1工区として海面からマイナス5.5mの岸壁を180m、第2工区としてマイナス4.4mの岸壁を60m、取り付けの

岸壁を30mを大体60年から62年を目途に県が国の補助金を受けて実施するもので、市の負担率は16.85%であるとの説明がありました。

次に、街路用地購入費6000万円が計上されていますが、八幡高井線の買収状況について説明を求めましたところ、計画買収面積1万305.19㎡で、58年度までに4623.8㎡の買収を行っており、買収率は44.87%であるとの説明がありました。

次に、館山運動公園整備事業負担金7480万円が計上されていますが、工事の進捗状況について、また完成前の一部供用について説明を求めましたところ、59年度テニスコート、トイレ等を予定しているが、それができてから野球場、多目的グラウンド等の施設について一部供用開始できるのではないかと、また当初60年の3月完成予定だったが現時点において62年完成と県では考えているとの説明がありました。

次に、住宅費中住宅管理費に関して、住宅使用料の値上げ見込み分が上積みされたような計上であるが、59年の計画についてとの問いに対しまして、住宅使用料について諸物価の高騰等により平均19%の値上げを考えており、各戸すべて訪問し周知を図っていく。修理については笠名、大賀住宅の屋根の修繕、床、雨戸等、岡沼住宅の屋根、ドア等を予定しているとの説明がありました。

次に、第9款消防費中常備消防費前年比2300万の増額の理由について説明を求めましたところ、新規職員採用に伴う人件費の増で、5年ほど前から充実を期すため人員増を図ってきており、来年度4人の採用によって当初計画した20名になるとの説明がありました。

さらに、非常備消防費については、前年度に比べ減額されている中で特に費用弁償の減額について説明を求めましたところ、従来行ってきた操法訓練を規律訓練に変更したことにより、訓練回数が年間9回程度減になったことによるとの説明がありました。

次に、第10款教育費中館野小学校用地購入費7473万9000円の内容について、さらに本市小、中学校における文部省基準の充足率について質問しましたところ、館野小学校については購入面積6499㎡を予定し、幼稚園を含めて文部省基準を充足すると考えている。なお文部省基準を超えているのが小学校11校中3校、中学校4校中3校、幼稚園10園

中2園であるとの説明がありました。

次に、小中学校費において要保護及び準要保護児童、生徒援助費が計上されていますが、全児童、生徒に対する給付を受けている者の割合について、また制度の周知を図るためにどのようなことを行っているか説明を求めましたところ、59年度予算において小学校で3.37%、中学校で4.63%、全体で3.79%の給付率で、小中学校合計1785万1000円を計上したとの説明があり、制度の周知徹底についてとりあえず1年生に対してチラシを配布し、直接請求する形をとっていききたいとの考えが示されました。

次に、幼稚園費について、今回保育料等の値上げが提案されていますが、これがどのように予算面において具現化され、充実が図られているかただしましたところ、屋外教育の整備充実を図るため新規事業として館山幼稚園屋外環境整備工事請負費400万円を計上し、また園用器具費においてピアノの買いかえを予定しているとの説明がありました。

次に、歳入であります。市民税中法人税割については標準税率を超えて課税している法人があるが、その増収分はどの程度か、また均等割についても大法人に対しては制限税率をもって課税してはどうかとの質問に對しまして、法人税割については資本金等により不均一課税を実施しており、57年度標準税率を超えて課税した法人は231社で超過分の額は2568万3000円である。また均等割については標準税率を超えて課税している市は県下でも少なく、さらに59年度の地方税法の改正の中で均等割については2倍以上の値上げが予定されているとの説明がありました。

次に、特別交付税3000万円が計上されていますが、特別交付税については従来当初予算に計上しないという方法をとってきたが、今回予算化した考え方について、また最近における特別交付税の動向について説明を求めましたところ、特別交付税については特別行政需要に対応する一般財源として補てんされるもので単年度の財源調整機能を持っていることから従前から県の指導もあって留保してきたが、現在の財政状況を踏まえて年次的に、平均的に交付されている事項である水源開発対策費について当初予算に計上した。なお55年度1億4200万円、56年度1億4950万円、57年度1億7270万円が交付されており、58年度については

約1億7000万円の交付見込みであるとの説明がありました。

次に、国民健康保険特別会計であります。新年度の国保制度の変更について現在判明していることがあるか質問しましたところ、医療保険制度の改正が国会で審議中であり、はっきりしたことはわからないが、退職者医療制度の創設、国庫補助率の変更、国保税の限度額の引き上げ、薬価基準の引き下げ、診療報酬の合理化等について審議されているとの説明がありました。

次に、ユースホテル特別会計であります。利用状況について説明を求めましたところ、56年度7194人、57年度6654人、58年度は6000人余と考えているとの説明がありました。

次に、水道事業特別会計であります。未給水地域である館野、九重地区への給水については、これまでもたびたび本会議等で取り上げられており、市としても第3次拡張事業計画を策定しております。ダム建設については莫大な経費が必要となるので、ため池の利用や他の取水方法を検討し早期給水ができないか質問しましたところ、従前から地下水の水源調査を実施してきたが、水質、水量とも充足し得る水源とならないとの結論が出ている。館野、九重地区に給水を行う場合、館山市水道を拡張するという事で事業認可を得ることになる。その場合将来計画に合った確実な取水が前提となり、館野、九重だけでなく市全体を含めた水源計画を立てなければならないわけで、しかも10年先を見込むと約3000万の新たな水源が必要であり、したがって農業用のため池等では対応できず、ダムの建設を計画しているとの説明がありました。住民の強い要望もあり、一日も早く未給水地域の解消が図られるよう強く要望いたしました。

次に、国民宿舎事業特別会計であります。58年度の利用実績については2月末までの実績と3月の見込みから2万3500人程度であるとの説明がありました。

次に、討論を行い、まず一般会計について、市民の税負担が高まっている中で保育料、し尿収集料金の改定を行うことはさらに住民に高負担を強いるものであって値上げはすべきではないし、環境保全公社に対し市が助成を行い経営を安定させるべきである。また大企業に対する法人市民税均

等割については制限税率をもって課税すべきであるとの反対意見がありました。国民健康保険特別会計については、被保険者の負担が高い、また超過負担の速やかな解消を図るべきであるとの反対意見がありました。

採決の結果、付託を受けました議案第3号一般会計予算、議案第4号国民健康保険特別会計予算については賛成多数をもって、議案第5号乃至議案第10号の各特別会計予算については全員一致をもってそれぞれ可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の概要について御報告申し上げましたが、市当局におかれましては今後予算の執行、行政の運営にあたっては本委員会の要望、指摘事項等十分配慮されるよう要望いたしまして、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（石井 正君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

## 討 論

○議長（石井 正君） これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

2番議員田沢勝信君。御登壇願います。

（2番議員田沢勝信君登壇）

○2番（田沢勝信君） 議案第3号59年度館山市一般会計予算に反対する討論をいたします。

国鉄運賃、消費者米価、国立大学授業料、あるいは県立高校の授業料等公共料金の値上げがされ、またこれ以降もされようとしております。政府の試算でさえ公共料金の値上げだけで0.34%、間接税増税で0.2%の計0.5%も物価を押し上げるとしております。安房地区の労働団体等のアンケートをしてみると、世帯主の年齢43.8歳、家族4人、月の世帯総収入30万8965円の家庭をモデルにした場合、ペアを6%としてさえ減税、増税抱き合わせの税制改正、公共料金の引き上げ、医療費、教育費のアップなどで、月収1万円の名目収入増でも帳消しになることが明らかになっております。

このような中で、59年度館山市一般会計予算は市民生活優先になっていないばかりか幼稚園の保育料、し尿収集手数料等、市民の負担をより一層強め、市民の生活を圧迫するものと言わざるを得ません。

以上の点を特に指摘し、反対の討論といたします。

○議長（石井 正君） 以上で2番議員君の討論を終わります。

次、1番議員神田守隆君。御登壇願います。

（1番議員神田守隆君登壇）

○1番（神田守隆君） 議案第3号昭和59年度館山市一般会計予算について及び議案第4号昭和59年度館山市国民健康保険特別会計予算について反対の討論を行います。

新年度一般会計予算は、市民への負担のしわ寄せが多いのが最大の特徴となっております。個人市民税や固定資産税などの市民の税負担は1世帯当たり19万8623円で、これは今年度当初予算に比べても4.3%の増税となっております。昨年の10月からプールや市民運動場など社会体育施設や市民センターなどの利用料金の値上げ、住民票などの手数料の値上げなどですでに年間2000万円余の負担増が押し付けられていますが、これに続いてこの4月からは幼稚園保育料、し尿くみ取り料、市営住宅家賃など5000万円を超える新たな市民への負担増が押し付けられようとしています。

市長は、「私の市政運営の基本理念は市民一人一人を尊重した市民生活の安定である」と述べているが、新年度予算の現実には市民生活の安定を脅かす市民負担増の予算と言わなければなりません。

市は、現在10億円余の財政調整基金を抱えているが、市民生活の安定を基本理念とすると半澤市長が自負するならば、この財政調整基金を活用し市民負担の軽減を図るべきであります。財政調整基金のその用途を市民の前に明らかにするよう主張するものであります。

次に、依然としていわゆる超過負担問題についてであります。幼稚園の保育料など1億円近い超過負担の現状があり、それはなくなるどころかむしろ増大していることにつき、大変な危惧を感じるものであります。国の財政再建と軍備拡大のために地方自治体が犠牲にされようとしています。市は超過負担の実態を明らかにし、その速やかな解消を求めるべきであり

ます。国は地方自治体に、超過負担の解消はもちろん、その財源の保障をすべきであります。

以上の点を強調し、昭和59年度一般会計予算に対する反対討論といたします。

次に、昭和59年度館山市国民健康保険特別会計予算についてですが、すでに国民健康保険税は負担の限界を越えています。本予算においても1世帯当たり10万円を超える負担となっており、今年度当初予算に比べても5.5%の増税となっています。その事務費など依然として市の持ち出しの超過負担があり、これらは本来加入者たる市民が国保税として負担すべき筋のものではありません。国の責任であると同時に当面市が助成してその負担の軽減に努めるべきであると考えます。

以上の点を主張し、反対の討論といたします。

○議長（石井 正君） 以上で通告者による討論を終わります。

通告をしない議員で討論ございませんか。

（8番議員小宮利夫君登壇）

○8番（小宮利夫君） 賛成討論を行います。

私は、昨年まで行政担当していたので自画自賛になったらお許しをいただきたいと思えます。

厳しい経済情勢の中で国は巨額の赤字国債を抱え、逼迫した国家財政は行政改革、財政再建を至上命題として取り組んでおります。そのしわ寄せとして地方交付税、国庫支出金の大幅な減となって自治体財政の運営に大きくのしかかり、財政を圧迫しております。かかる情勢の中での59年度予算編成はきわめて困難なものがあつたことと推察しております。

しかしながら、市長の施政方針にのっとり300余名の職員がその英知とベストを尽くし、3ヵ月余にわたつた労作の集大成は各ポジションごとに市民サービスを基調としていることが脈々として流れていることを感じ取られ賛意を表するものであります。

市政の4つの柱が渾然一体となってバランスがとれ、俗に総花予算と蔑視や侮蔑されがちであります。三割自治では予算の公平を旨とする思想が大切であろうかと思えます。

終わりに、私たち文教民生委員会は中国地方を視察したのでございます

が、その一つの出雲市では、文化会館運営基金を蓄えて、基金ができた時点で文化会館を建設し、その利息で運営しているそうでございます。本市もそのふりを見てわがふりを直す姿勢で文化施設の基金制度を設け、一般財源の負担を軽くするよう提言申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（石井 正君） 以上で討論を終結いたします。

### 採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第3号昭和59年度館山市一般会計予算について起立により採決いたします。

議案第3号についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 正君） 起立多数であります。よって議案第3号昭和59年度館山市一般会計予算は原案どおり可決されました。

次いで、議案第4号国民健康保険特別会計予算について起立により採決いたします。

議案第4号についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 正君） 起立多数であります。よって議案第4号国民健康保険特別会計予算は原案どおり可決されました。

次いで、議案第5号乃至議案第10号の各特別会計予算を一括して採決いたします。

議案第5号乃至議案第10号の各特別会計予算についての委員長の報告は原案可決であります。

各特別会計予算を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号乃至議

案第10号の各特別会計予算はいずれも原案どおり可決されました。

#### 議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第7、議案第36号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

○議長（石井 正君） 朗読は終わりました。

#### 議案の内容説明

○議長（石井 正君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 議案第36号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、4月14日任期満了となります人権擁護委員候補者の推薦を求められておりますので、引き続き伊澤きよさん、小澤正治さん、島野茂樹郎さん並びに新たに蜂谷達二さんの4人を最適任といたしまして御推薦申し上げたいと存じますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石井 正君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

#### 委員会付託の省略

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（石井 正君） よって、これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

#### 議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第 8、議案第 37 号 館山市収入役の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

#### 議案の内容説明

○議長（石井 正君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 議案第 37 号 館山市収入役の選任について提案理由の説明を申し上げます。

本市収入役太田博雄君がこの 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、その後任として現在の山田俊康経済部長を適任と考えまして選任いたしたく、市議会の御同意を得ようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井 正君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

#### 委員会付託の省略

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。

## 採 決

○議長（石井 正君） よって、これより採決いたします。

収入役選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本案はこれに同意することに決しました。

## 閉 会 午後零時06分

○議長（石井 正君） 以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

よって、これにて第1回市議会定例会を閉会いたします。

### ○本日の会議に付した事件

- 1 議案第3号乃至議案第37号
- 1 請願第1号乃至請願第3号
- 1 動議

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

館山市議会議長 石 井 正

館山市議会議員 榎 本 春 光

館山市議会議員 吉 田 勇 治 郎